

# 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター一定款

平成25年4月1日 制定施行

平成27年4月1日 一部改正施行

令和5年4月1日 一部改正施行

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を宮城県石巻市、宮城県東松島市及び宮城県牡鹿郡女川町に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、石巻市内、東松島市内及び女川町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主並びに石巻市内、東松島市内及び女川町内に居住する中小企業勤労者（以下「中小企業勤労者等」という。）に対して総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任するときは、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ウ 当該評議員の使用人
  - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
  - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 理事
  - イ 使用人
  - ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

- エ 次の掲げる団体においてその職員（国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- (ア) 国の機関
  - (イ) 地方公共団体
  - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第12条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第15条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- (招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- (議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから選出する。

- (決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- (議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

- (役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

- (役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選定する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会で定めた理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会で定めた理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条の2 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

附 則（平成24年11月19日 理事会決議）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、亀山紘、業務執行理事は、亀山伸一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は後藤一史、渡部康正、及川茂男、佐藤明美、桂直之、丹野英夫、伊藤俊、加藤雅基、阿部正弘、武田信哉、山田廣康、青山貴博、小松龍哉、鈴木俊とする。
- 5 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

附 則（平成27年2月13日 評議員会決議）

- 1 この定款の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター評議員選定委員会運営規程（平成25年4月1日規程第1号）は、廃止する。

附 則（令和5年2月10日 評議員会決議）

この定款の改正は、令和5年4月1日から施行する。

一般財団法人石巻地区労働者福祉サービスセンター（理事・監事名簿）

(理事)

令和7年4月1日現在

番号	事業所名	理事職名	理事氏名	事業所所在地
1	石巻市	市長	さいとう 齋藤 正美	石巻市穀町14-1
2	石巻商工会議所	会頭	あおき 青木 八州	石巻市中央2丁目9-18
3	東松島市	市長	あつみ 渥美 巍	東松島市矢本字上河戸36-1
4	女川町	町長	すだ 須田 善明	牡鹿郡女川町女川1丁目1-1
5	石巻市牡鹿稲井商工会	会長	さいとう 齋藤 富嗣	石巻市鮎川浜大台37-2
6	株式会社堀尾製作所	代表取締役	ほりお 堀尾 正彦	石巻市北村高地谷一21-2
7	石巻地方労働者福祉協議会	会長	かとう 加藤 雅基	石巻市泉町2丁目5-26
8	東松島市商工会	会長	はしもと 橋本 孝一	東松島市矢本字河戸7
9	石巻市	産業部長	なかむら 中村 恒雄	石巻市穀町14-1
10	一般財団法人 石巻地区労働者福祉 サービスセンター	事務局長	さいとう 齋藤 英紀	石巻市開成1-35

任期：令和8年度定時評議員会の終結の時まで

(監事)

番号	事業所名	監事職名	監事氏名	事業所所在地
1	東北労働金庫石巻支店	前支店長	木村 博光	石巻市穀町16-6
2	石巻市	会計管理者	鈴木 公美	石巻市穀町14-1

任期：令和8年度定時評議員会の終結の時まで

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（評議員名簿）

令和7年4月1日現在

(評議員)

	事業所名	評議員職名	評議員氏名	事業所所在地
1	宮城ヤンマー株式会社	管理本部 総務部長	菅原 賢	石巻市松並1丁目14-5
2	株式会社ナリサワ	営業部課長	亀山 和也	石巻市駅前北通り2丁目12-27
3	宮城開発株式会社	事務員	及川 明美	石巻市向陽町4丁目5-4
4	株式会社三陸河北新報社	常務取締役	籐原 陽	石巻市千石町4-42
5	株式会社スイシン	総務部長	丹野 義夫	石巻市魚町1丁目6-1
6	連合宮城石巻地域協議会	事務局長	高瀬 智章	石巻市泉町2丁目5-26
7	石巻魚市場株式会社	管理部 経理課長	高橋 久美	石巻市魚町2丁目14
8	株式会社武田鉄工所	事務員	阿部 清美	石巻市鹿又字山下西23
9	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	総務課 主査	高橋 佑矢	石巻市穀町15-2
10	株式会社 ノースジャパンツアーズ	取締役	佐藤 よしえ	石巻市蛇田字下谷地52
11	女川町商工会	経営指導員 副参事	遠藤 忠晴	女川町女川2丁目65-2
12	株式会社ガス&ライフ	エネルギー部 サブマネージャー	中原 一尋	東松島市矢本字中谷地8-1

任期：令和10年度定時評議員会の終結の時まで

## 一般財団法人石巻地区労働者福祉サービスセンター事業報告

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### I 事業活動総括

昨今の円安や人口減少は、石巻広域圏の中小企業に多大な影響を与えており、当サービスセンターの会員事業所に於いても、廃業や退職による退会が増加傾向にあります。

地域の生産年齢人口の減少に加え、人件費や物流コスト等の上昇は、今後も続くことが予想されることから、引き続き状況を注視していく必要があると思われます。

事業に於いては、スポーツやセミナーへの参加は減少傾向にあり、催物事業では、ワインと秋の味覚を楽しむ会の内容を見直して実施したものの、前年とほぼ横這いの利用状況でしたが、割引事業及びツアー事業は前年を大きく上回る利用状況となり、事業の支出額は増となりました。

会員数は対前年比6.4%の減となり、退会理由としては退職が6割、任意が2割、廃業が1割となっており、任意が増加した要因として、自社で福利厚生事業を実施することに切替えた40人規模の事業所がありました。

新規加入事業所を増やすために、会員勧誘はもとより、様々なニーズに応えられるよう、実施事業の見直しを図り、サービスセンターの健全な運営に努めてまいります。

### II 事業報告

#### 会員入会状況

	事業所数	会員数
期首	251事業所	2,480人
期末	238事業所	2,322人
増減	△ 13事業所	△ 158人

#### 月別入会状況

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
事業所	入会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退会	0	2	0	1	1	0	1	2	1	1	2	2	13
	増減	0	△ 2	0	△ 1	△ 1	0	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	△ 2	△ 2	△ 13
会員数	入会	45	19	8	9	6	5	25	12	6	12	18	8	173
	退会	34	22	10	32	16	22	25	38	15	21	12	84	331
	増減	11	△ 3	△ 2	△ 23	△ 10	△ 17	0	△ 26	△ 9	△ 9	6	△ 76	△ 158

#### 1 在職中の生活安定に係る事業【定款第4条(1)】

##### (1) 共済給付事業

種別	給付額 (円/件)	給付内訳		備考
		件数	金額(円)	
結婚祝金	20,000円	31件	620,000円	
出産祝金	10,000円	28件	280,000円	
小学校入学祝金	10,000円	47件	470,000円	
中学校入学祝金	10,000円	62件	620,000円	
成人祝金	5,000円	10件	50,000円	
還暦祝金	8,000円	53件	424,000円	
銀婚祝金	10,000円	43件	430,000円	

勤続20年祝金	10,000円	30件	300,000円	
勤続30年祝金	10,000円	34件	340,000円	
会員死亡	疾病死亡 65歳未満	100,000円	2件	200,000円
	疾病死亡 65歳以上	50,000円	4件	200,000円
	不慮の事故死亡	150,000円	0件	0円
	交通事故死亡	250,000円	0件	0円
配偶者死亡	30,000円	3件	90,000円	
子供死亡	20,000円	1件	20,000円	
親死亡	10,000円	93件	930,000円	
傷病見舞金	休業14日以上	5,000円	6件	30,000円
	休業30日以上	10,000円	8件	80,000円
	休業60日以上	15,000円	5件	75,000円
	休業90日以上	20,000円	4件	80,000円
	休業120日以上	30,000円	8件	240,000円
	休業日数変更による差額		1件	5,000円 ※60日以上から90日以上へ変更
障害見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
火災見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
自然災害見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
住宅災害による同居親族の死亡	10,000円	0件	0円	
計		473件	5,484,000円	

## (2) 生活資金融資あつせん事業

種別	融資状況	未償還残高	備考
生活資金融資	5件	1,181,531円	預託金700万円

## 2 健康の維持増進に係る事業【定款第4条(2)】

### (1) 健康管理事業

種別	件数	金額(円)	備考
① 人間ドック利用補助	30件	90,000円	日帰り30件、泊0件、生活・脳ドック0件
② インフルエンザ予防接種料補助	455件	455,000円	@ 1,000円 × 455件 (利用70事業所)
計	485件	545,000円	

### (2) スポーツ大会等事業

種別	実施日	利用枚数	場所
① ボウリングチケット(4月号)	4/27～5/26	52枚	石巻市(プレナミヤギ)
② ボウリングチケット(10月号)	11/1～12/1	58枚	石巻市(プレナミヤギ)
③ アイススケートを楽しもう	12/2～1/13	42枚	石巻市(プレナミヤギ)
計	3事業	152枚	

### (3) 体育施設利用助成事業

種別	利用枚数	備考
① あいプラザ・石巻回数券	55枚	5冊 (1冊11枚綴り)

3 老後生活の安定に係る事業及び財産形成に係る事業【定款第4条（3）】

広報紙において、退職後の豊かな生活を送るため、中退共制度の普及促進を行った。

4 自己啓発及び余暇活動に係る事業【定款第4条（4）】

(1) 自己啓発（自主事業）

種 別	実施日	参加者	場所
① 料理教室「おうちで作るおやつ三昧」	5/17	12名	石巻市（キッチンスタジオじゅんぶ）
② 自己啓発講座「ハスランタン作り」	7/6	17名	石巻市総合福祉会館みなと荘
③ 自己啓発講座「創作陶芸教室」	7/14	18名	石巻市総合福祉会館みなと荘
④ 自己啓発講座「スターチスのモコモコハーフリース」	9/7	6名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑤ 料理教室「フルーツおせち」	11/9	12名	石巻市（キッチンスタジオじゅんぶ）
⑥ 自己啓発講座「モダンしめ縄作り」	11/24	18名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑦ 料理教室「パンケーキとフルーツソース」	1/12	13名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑧ 自己啓発講座「ヨガでカラダケア」	1/19	16名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑨ 自己啓発講座「春の寄せ植え作り」	3/23	11名	石巻市（グリーンサム）
計	9事業	118名	

(2) ツアー事業

種 別	実施日	参加者	場所
① さくらんぼ狩りと熊野大社	6/16	46名	山形県
② 新涼の岩手名所巡り	9/15	29名	岩手県
③ 東京フリーツアー	1/25～26	26名	東京都
④ いちご狩りツアー	3/9	39名	宮城県
計	4事業	140名	

(3) 催物事業

種 別	実施日	参加者	場所
① ピアパーティー	7/19	122名	石巻グランドホテル
② 秋の味覚を楽しむ会	11/15	99名	石巻グランドホテル
計	2事業	221名	

(4) 割引事業

①割引指定施設及び指定店利用

割引指定施設 5 1 施設、割引指定店 4 5 施設と契約を締結し会員が割引料金で利用できる  
よう利便を図った。

②各種チケット等の割引斡旋

事 業 名	備 考		取扱枚数
① 焼肉を食べよう	4/27～5/26	石巻市(牛仁蛇田店104枚、牛仁駅前店92枚、牛角石巻店163枚)	359枚
② 石巻でいちご直売	5/1～31	石巻市(いちごランド石巻)	606枚
③ たけのこ掘りチケット	5/6～31	石巻市(あかま里山農園)	102枚
④ ブルーベリー狩り	6/22～7/21	石巻市(あかま里山農園)	65枚
⑤ 仙台うみの杜水族館	7/13～8/18	仙台市(仙台うみの杜水族館)	127枚

⑥ うなぎで夏バテ解消	7/20～8/7	石巻市(杉山商店)	397枚
⑦ お花チケット(6月号)	8/7～18	石巻市(おちあい生花127枚、花のササキ53枚、Please64枚)	244枚
⑧ パンチケット	8/31～9/29	石巻市(Lovely Sweets Factory146枚、パン工房散歩道138枚)	284枚
⑨ リラックスチケット	8/31～9/29	石巻市(ふたごの湯98枚、元気の湯57枚) 東松島市(ゆぶと9枚) 女川町(ゆぽっぽ0枚)	164枚
⑩ ぐるめチケット(8月号)	8/31～9/29	石巻市(廻鮮丸177枚、猛烈食堂また来て屋60枚、ハイカラ食堂ご馳や118枚)	355枚
⑪ スイーツチケット(8月号)	8/31～9/29	石巻市(ビアードパンパ イオンモール石巻店)	280枚
⑫ トマト農園でデリシャス体験	9/2～28	大崎市(デリシャスファーム)	51枚
⑬ はらこ飯を食べよう!	11/2～24	石巻市(湖月亭)	272枚
⑭ お買い物チケット	11/2～24	石巻市(道の駅上品の郷物産直売所「ひたかみ」339枚) 東松島市(いしがき金物店2枚)	341枚
⑮ リラックスチケット(12月号)	12/28～1/26	石巻市(ふたごの湯150枚、元気の湯61枚) 東松島市(ゆぶと14枚) 女川町(ゆぽっぽ10枚)	235枚
⑯ 東松島で焼きガキを食べよう	1/4～31	東松島市(東松島観光物産公社)	69枚
⑰ スイーツチケット(12月号)	1/6～31	石巻市(かいてん焼き石巻店)	189枚
⑱ 旬味旬彩物語	1/18	石巻市(スイシン)	300枚
⑲ ぐるめチケット(2月号)	2/22～3/20	石巻市(亀甲寿司56枚、喜八櫻きた道42枚) 東松島市(ちゃんこ萩乃井94枚)	192枚
㉐ 宅飲み地酒セット	3/4～15	石巻市(四釜商店)	151枚
㉑ お花チケット(2月号)	3/5～23	石巻市(花のササキ46枚、Please115枚) 女川町(ふらわへしょっぷ花友6枚)	167枚
㉒ 十三浜の新わかめセット	3/16	石巻市(石巻市かわまち交流センター)	187枚
㉓ 各種コンサート・演劇等	1 坂本冬美コンサート2024 2 GOD SAVE THE QUEEN 3 立川談春 独演会2024 4 なごり雪50周年スペシャル 伊勢正三&イルカ コンサート 5 b l a s t—プラスト! 6 鳥羽一郎親子と瀬川瑛子ビッグショー 7 天童よしみコンサートツア—2024 8 コンドルズ 宮城スペシャル公演2024 9 吉幾三コンサート2024 10 ジーザス・クライスト=スーパースター 11 島津亜矢歌怪獣襲来ツア—2024 輝燐 12 HIROSHI MIKAMI HEDWIG AND THE ANGRY INCH 13 紀平凱成ピアノコンサートツア—2025 14 三山ひろしコンサート2025～熱唱!熱演!うた語り～ 15 及川浩治 オール・ショパン ピアノ・リサイタル 16 松平健&中村美津子スペシャルコンサート 17 反田恭平&ジャパン・ナショナル・オーケストラコンサートツア—2025 18 坂本冬美コンサート2025 19 坂東玉三郎(人間国宝・歌舞伎俳優)～お話と素踊り～ 20 葉加瀬太郎オーケストラコンサート2025	6枚 4枚 5枚 2枚 5枚 9枚 24枚 2枚 15枚 1枚 19枚 1枚 3枚 4枚 1枚 3枚 2枚 12枚 4枚 2枚	124枚

㉙ スキー場リフト券(前売券)	1 オニコウベスキー場 2 みやぎ蔵王えぼしリゾート 3 黒伏高原スノーパークジャングルジャングル 4 夏油高原スキー場	8枚 30枚 10枚 3枚	51枚
㉚ 東京ディズニーリゾート利用券	東京ディズニーリゾート入園料等補助券		144枚
㉛ 映画割引券	イオンシネマ石巻（映画観賞割引券）		564枚
㉜ 指定保養施設宿泊補助券	休暇村		0枚
	計		6,020枚

#### ③推奨旅行あっせん

旅行社の企画ツアーに対し補助制度を設けたが、利用はなかった。

#### ④宿泊あっせん

推奨旅行あっせん利用以外の宿泊施設利用者に対して補助を行った結果、22名の利用があった。

#### ⑤その他斡旋事業

事業名	実施月
・サービスセンター共済	通年実施
・家庭常備薬の斡旋のご案内	6月
・丸大お中元・お歳暮ギフトのご案内	6月・12月
・ユニオンサービス カレーフェスタ2024・日本全国ラーメン紀行 コラントッテ・日本うまい麵祭りのご案内	6月・10月 12月・2月
・JCM 車買取のご案内	10月・12月・2月

### 5 その他法人の目的を達成するために必要な事業【定款第4条（6）】

#### (1) 加入促進事業及び情報提供事業

##### ①会報紙「Iワークサポートニュース」の発行及び配付

- ・令和6年 4月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.157 3,100部
- ・令和6年 6月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.158 3,100部
- ・令和6年 8月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.159 3,100部
- ・令和6年10月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.160 3,100部
- ・令和6年12月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.161 3,100部
- ・令和7年 2月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.162 3,100部

##### ②「ガイドブック2024」の発行及び配付

- ・令和6年 4月1日発行 3,200部

##### ③石巻コミュニティ放送（ラジオ石巻）

メディアを通じ会員及び石巻広域圏の一般の方々に最新の実施事業等の情報を提供するなど、当法人が行っている事業内容や加入方法の周知を図った。

##### ④ホームページ

インターネットを通じ会員及び石巻広域圏の一般の方々に最新の実施事業等の情報を提供するとともに、参加したい事業への申込みをホームページからもできるようにするなど、広報機能の充実に努めた。

⑤会員紹介報奨金制度

未加入の事業所に対し、会員等からの紹介により入会した場合に報奨金を支給する制度で、会員が増えることで、更に充実した福利厚生事業が提供できる制度である。

(2) 会議等開催状況

期 日	会 議	件 名
令和6年 5月8日	令和6年度定期監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告及び計算関係書類 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)</li> <li>以上の監査結果について承認</li> </ul>
令和6年 5月23日	令和6年度第1回定時理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告及び決算に関する件</li> <li>・令和6年度定時評議員会の招集に関する件</li> <li>以上の議案について承認</li> </ul>
令和6年 6月7日	令和6年度定時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告及び決算に関する件</li> <li>・理事の選任に関する件</li> <li>・監事の補充選任に関する件</li> <li>・評議員の選任に関する件</li> <li>以上の議案について承認</li> </ul>
令和6年 6月7日	書面表決による令和6年度 臨時理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表理事の選任に関する件</li> <li>・業務執行理事の選任に関する件</li> <li>・業務執行理事の選任に関する件</li> <li>・代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故ある ときの代表理事に代わる理事会を招集する理事 及び議長の選定に関する件</li> <li>以上の議案について承認</li> </ul>
令和7年 1月22日	令和6年度第2回定時理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度事業計画及び收支予算に関する件</li> <li>・事務局長の承認に関する件</li> <li>・令和6年度臨時評議員会の招集に関する件</li> <li>以上の議案について承認</li> </ul>
令和7年 2月7日	令和6年度臨時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度事業計画及び收支予算に関する件</li> <li>以上の議案について承認</li> </ul>

(3) 事務局職員の資質の向上及び新公益法人制度改革に対応する研修等

開 催 月	会 議 ・ 研 修 等 名
6月	全福センター「第1回東北ブロック協議会」
7月	全福センター「業務運営研修会」(オンライン開催)
10月	全福センター「東ブロック会議」
10月	全福センター 東北ブロック協議会「実務担当者研修会」
3月	全福センター「第2回東北ブロック協議会」

事業報告の附属明細書類

令和6年事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定される事業内容を補足すべき重要な事項はないので、附属明細書の作成はない。

正味財産増減計算書  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	決算額	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[3,269]	[3,243]	[26]
特定資産受取利息	3,269	3,243	26
受取入会金	[85,500]	[99,000]	[△ 13,500]
受取入会金	85,500	99,000	△ 13,500
受取会費	[20,626,200]	[21,282,800]	[△ 656,600]
正会員受取会費	20,626,200	21,282,800	△ 656,600
事業収益	[7,615,839]	[7,054,892]	[560,947]
生活安定事業収益	(6,505,139)	(6,001,292)	(503,847)
還元金収益	1,021,139	897,292	123,847
共済金収益	5,484,000	5,104,000	380,000
健康維持増進事業収益	(22,500)	(35,000)	(△ 12,500)
利用者負担金収益	22,500	35,000	△ 12,500
自己啓発・余暇活動事業収益	(1,088,200)	(1,018,600)	(69,600)
自己啓発事業参加者負担金収益	113,600	122,200	△ 8,600
割引事業参加者負担金収益	974,600	896,400	78,200
受取補助金等	[15,000,000]	[15,000,000]	[0]
受取地方公共団体等補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	[638,757]	[651,480]	[△ 12,723]
雑収益	(638,757)	(651,480)	(△ 12,723)
受取利息	268	8	260
雑収益	638,489	651,472	△ 12,983
経常収益計	43,969,565	44,091,415	△ 121,850
(2) 経常費用			
事業費			
在職中の生活安定事業費	[30,557,843]	[28,939,301]	[1,618,542]
共済給付事業費	(13,370,177)	(13,230,145)	(140,032)
生活資金融資斡旋事業費	13,335,328	13,198,672	136,656
通信運搬費	27,393	21,553	5,840
健康維持増進事業費	7,456	9,920	△ 2,464
健康管理事業費	(674,576)	(750,364)	(△ 75,788)
スポーツ大会等運営費	545,000	590,000	△ 45,000
体育施設利用事業費	94,376	106,124	△ 11,748
通信運搬費	27,500	45,000	△ 17,500
老後生活安定事業費	7,700	9,240	△ 1,540
老後生活安定事業費	(0)	(17,250)	(△ 17,250)
自己啓発・余暇活動事業費	0	17,250	△ 17,250
自己啓発活動補助事業費	(5,848,194)	(4,243,789)	(1,604,405)
ツアーア事業費	324,430	362,140	△ 37,710
催物事業費	732,184	225,435	506,729
割引指定店等事業費	835,649	794,842	40,807
通信運搬費	3,800,714	2,775,412	1,025,302
財産形成事業費	155,237	85,960	69,277
財産形成事業費	(0)	(13,515)	(△ 13,515)
人件費	0	13,515	△ 13,515
給料手当	(7,977,515)	(8,211,371)	(△ 233,856)
退職給付費用	6,670,421	6,922,505	△ 252,084
福利厚生費	123,068	61,000	62,068
中退金掛金	1,007,986	1,131,866	△ 123,880
運営費	176,040	96,000	80,040
印刷製本費	(2,598,921)	(2,383,494)	(215,427)
通信運搬費	2,067,340	1,917,300	150,040
報奨費	531,581	462,194	69,387
その他の事業費	0	4,000	△ 4,000
振込手数料	(88,460)	(89,373)	(△ 913)
その他の経費	22,460	23,373	△ 913
管理費	66,000	66,000	0
人件費	[12,853,429]	[14,346,518]	[△ 1,493,089]
役員等費用弁償	(7,823,701)	(9,486,050)	(△ 1,662,349)
給料手当	69,000	58,000	11,000
退職給付費用	6,621,945	8,061,128	△ 1,439,183
人件費	16,600	△ 13,350	29,950

福利厚生費	1,020,156	1,284,272	△ 264,116
中退金掛金	96,000	96,000	0
運営費	(5,029,728)	(4,860,468)	(169,260)
旅費交通費	50,340	112,840	△ 62,500
印刷製本費	0	0	0
通信運搬費	113,644	116,945	△ 3,301
減価償却費	485,686	512,820	△ 27,134
消耗什器備品費	364,100	51,700	312,400
消耗品費	137,517	177,056	△ 39,539
修繕費	0	59,750	△ 59,750
賃借料	2,350,596	2,350,596	0
使用料	554,782	573,965	△ 19,183
手数料	165,655	169,890	△ 4,235
保険料	108,387	120,937	△ 12,550
燃料費	58,486	60,536	△ 2,050
光熱水費	226,713	239,207	△ 12,494
諸謝金	45,908	23,559	22,349
会議費	3,904	4,461	△ 557
租税公課	135,610	150,206	△ 14,596
負担金	136,000	136,000	0
委託料	92,400	0	92,400
経常費用計	43,411,272	43,285,819	125,453
当期経常増減額	558,293	805,596	△ 247,303
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	558,293	805,596	△ 247,303
一般正味財産期首残高	33,259,920	32,454,324	805,596
一般正味財産期末残高	33,818,213	33,259,920	558,293
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	63,818,213	63,259,920	558,293

## 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(令和6年度)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	16,479,007	15,621,272	857,735
未収金	180,200	168,500	11,700
前払金	194,548	163,543	31,005
立替金	11,181	0	11,181
流動資産合計	16,864,936	15,953,315	911,621
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
積立預金	48,547,834	48,408,166	139,668
特定資産合計	48,547,834	48,408,166	139,668
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	949,050	949,050	0
什器備品	162,800	162,800	0
減価償却累計額	△ 1,111,848	△ 1,098,282	△ 13,566
ソフトウエア	314,747	786,867	△ 472,120
電話加入権	4,000	4,000	0
その他固定資産合計	318,749	804,435	△ 485,686
固定資産合計	48,866,583	49,212,601	△ 346,018
資産合計	65,731,519	65,165,916	565,603
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	655,754	686,276	△ 30,522
預り金	0	175,860	△ 175,860
賞与引当金	766,445	692,421	74,024
流動負債合計	1,422,199	1,554,557	△ 132,358
2. 固定負債			
退職給付引当金	491,107	351,439	139,668
固定負債合計	491,107	351,439	139,668
負債合計	1,913,306	1,905,996	7,310
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	33,818,213	33,259,920	558,293
正味財産合計	(18,056,727)	(18,056,727)	(0)
負債及び正味財産合計	63,818,213	63,259,920	558,293
	65,731,519	65,165,916	565,603

## キャッシュ・フロー計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

直接法

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	3,269	3,243	26
入会金収入	81,500	93,000	△ 11,500
会費収入	20,622,000	21,278,600	△ 656,600
事業収入	7,443,839	6,896,892	546,947
補助金等収入	15,000,000	15,000,000	0
雑収入	638,757	651,180	△ 12,423
その他の事業活動収入	24,761	307,186	△ 282,425
事業活動収入計	43,814,126	44,230,101	△ 415,975
2. 事業活動支出			
事業費支出	13,443,911	13,226,749	217,162
管理費支出	8,368,622	10,008,470	△ 1,639,848
その他の事業活動支出	21,004,190	19,230,806	1,773,384
事業活動支出計	42,816,723	42,466,025	350,698
事業活動によるキャッシュ・フロー	997,403	1,764,076	△ 766,673
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	139,668	47,650	92,018
投資活動支出計	139,668	47,650	92,018
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 139,668	△ 47,650	△ 92,018
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増減額	857,735	1,716,426	△ 858,691
VI 現金及び現金同等物の期首残高	15,621,272	13,904,846	1,716,426
VII 現金及び現金同等物の期末残高	16,479,007	15,621,272	857,735

**財産目録**

令和7年3月31日現在

(令和6年度)

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	16,479,007
現金	0
普通預金	16,479,007
七十七銀行石巻支店	15,895,715
東北労働金庫石巻支店	575,854
仙台銀行石巻支店	7,438
未収金	180,200
未収入会金	4,000
未収会費	4,200
その他の未収金	172,000
前払金	194,548
立替金	11,181
流動資産合計	16,864,936
2. 固定資産	
(1) 特定資産	
積立預金	48,547,834
生活資金預託資産	7,000,000
退職給付引当資産	491,107
自立化基金積立資産	11,056,727
事業運営積立資産	30,000,000
特定資産合計	48,547,834
(2) その他固定資産	
車両運搬具	949,050
什器備品	162,800
減価償却累計額	△ 1,111,848
車両運搬具	△ 949,049
什器備品	△ 162,799
ソフトウエア	314,747
電話加入権	4,000
その他固定資産合計	318,749
固定資産合計	48,866,583
資産合計	65,731,519
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	655,754
賞与引当金	766,445
流動負債合計	1,422,199
2. 固定負債	
退職給付引当金	491,107
固定負債合計	491,107
負債合計	1,913,306
正味財産	63,818,213

## 監査報告書

令和7年5月8日

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター  
代表理事 齋藤正美 殿

監事 鈴木公美   
監事 木村博光 

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度に係る理事の職務の執行、事業報告及び計算関係書類に関して監査を行いましたので、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

理事会等の重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料や預金証書等の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及びこれらの附属明細書）について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

#### (2) 計算関係書類の監査

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 資金の範囲について

資金の範囲は現金・預金、未収金、前払金、未払金、預り金等とし、前期末及び当期末残高は下記4に記載するとおり。

#### (2) 消費税等の取り扱いについて

消費税等は税込み方式によって処理している。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法について

固定資産について、車両運搬具及び什器備品については間接法の定額法、ソフトウェアについては直接法の定額法をそれぞれ採用しており、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記5に記載するとおり。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 〔退職給付引当金〕

職員の当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

また、中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」）と退職金共済契約を締結しているため、中退共からの支給額を差引いた額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

##### 〔賞与引当金〕

職員に対する賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
1 生活資金預託資産	7,000,000	0	0	7,000,000
2 退職給付引当資産	351,439	139,668	0	491,107
3 自立化基金積立資産	11,056,727	0	0	11,056,727
4 事業運営積立資産	30,000,000	0	0	30,000,000
小 計	48,408,166	139,668	0	48,547,834
合 計	48,408,166	139,668	0	48,547,834

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産	0	(0)	(0)	(0)
小 計	0	(0)	(0)	(0)
特定資産				
1 生活資金預託資産	7,000,000	(0)	(7,000,000)	(0)
2 退職給付引当資産	491,107	(0)	(0)	(491,107)
3 自立化基金積立資産	11,056,727	(0)	(11,056,727)	(0)
4 事業運営積立資産	30,000,000	(30,000,000)	(0)	(0)
小 計	48,547,834	(30,000,000)	(18,056,727)	(491,107)
合 計	48,547,834	(30,000,000)	(18,056,727)	(491,107)

## 4. 次期繰越収支差額

(単位:円)

	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
次期繰越収支差額	15,091,179	16,209,182

## 5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(間接法)

(単位:円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
車両運搬具	949,050	949,049	1
什器備品	162,800	162,799	1
合 計	1,111,850	1,111,848	2

(直接法)

(単位:円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
ソフトウェア(会員管理)	2,360,600	2,045,853	314,747
合 計	2,360,600	2,045,853	314,747

### 附属明細書

#### 1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、内容の記載を省略する。

#### 2 引当金の明細書

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	351, 439	139, 668	0	0	491, 107
賞与引当金	692, 421	766, 445	692, 421	0	766, 445

令和7年度 一般財団法人石巻地区労働者福祉サービスセンター事業計画書  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

事 業 内 容		取 入		支 出		備 考	
1 在職中の生活安定に係る事業		8,290	[8,290]			16,078	
(1) 共済給付事業	会員の相互扶助など連帯を深め、不時の場合や祝い事等に対して共済給付を行つ。	・還元金(全労協より) ・共済掛金割戻し金	(1,000) 1,000	・共済掛金(全幅共済へ) 会員2,700人 × @268円 × 12ヶ月 =		[15,974] (8,684) 8,684	
*給付内訳	給付事由	給付額 (円)	見込件数 (件)	*給付金額 (千円)	*給付金額 (千円)	*給付単価 (円)	*給付金額 (千円)
結婚	結婚	20,000	25	500	500	20,000×	500
出産	出産	10,000	40	400	400	10,000×	400
会員の子小学校入学	会員の子小学校入学	10,000	55	550	550	10,000×	550
会員の子中学校入学	会員の子中学校入学	10,000	95	950	950	10,000×	950
銀婚	銀婚	10,000	35	350	350	10,000×	350
二十歳(成人)	二十歳(成人)	5,000	20	100	100	5,000×	100
二十一歳(成年)	二十一歳(成年)	8,000	65	520	520	8,000×	520
退職	退職	8,000	65	550	550	8,000×	550
勤続20年	勤続20年	10,000	55	500	500	10,000×	500
勤続30年	勤続30年	10,000	50	500	500	10,000×	500
会員死亡	会員死亡	100,000	1	100	100	100,000×	100
疾病死亡	疾病死亡	50,000	1	50	50	50,000×	50
65歳未満	65歳未満	150,000	1	150	150	150,000×	150
65歳以上	65歳以上	250,000	1	250	250	250,000×	250
交通事故死亡	交通事故死亡	30,000	3	90	90	30,000×	90
配偶者死亡	配偶者死亡	20,000	2	40	40	20,000×	40
子供死亡	子供死亡	10,000	90	900	900	10,000×	900
親死亡	親死亡	10,000	1	10	10	10,000×	10
住宅災害による同居家族の死亡	住宅災害による同居家族の死亡	10,000	1	10	10	10,000×	10
傷病見舞金	傷病見舞金	5,000	12	60	60	5,000×	60
休業14日以上	休業14日以上	10,000	12	120	120	10,000×	120
休業30日以上	休業30日以上	15,000	4	60	60	15,000×	60
休業60日以上	休業60日以上	20,000	5	100	100	20,000×	100
休業90日以上	休業90日以上	30,000	10	300	300	30,000×	300
休業120日以上	休業120日以上	6,000～250,000	1	250	250	6,000～250,000×	250
障害見舞金	障害見舞金	6,000～300,000	1	300	300	6,000～300,000×	300
火災	火災	9,000～90,000	10	90	90	9,000～90,000×	90
自然灾害	自然灾害	9,000～90,000	10	[0]	[0]	[94]	[94]
(2) 生活資金融資あっせん事業	貸出限度額 50万円、利率 2.0%			-センターが利率2.0%相当の利子を助成 1件あたりの利子助成 @7,800×12件=		94	勤続1年以上、在会6月以上 貸付翌月～36ヶ月以内元利均等払
目的 : 医療、出産、冠婚葬祭、教育等							
(3) 通信運営費				-通信運営費	[0]	[10]	10

事業内容	収入	支出	備考
2 健康維持増進に係る事業			
(1) 健康管理事業			
① 人間ドック利用補助事業 個人負担で人間ドックを利用した場合に補助を行う。 1人年度内1回	135 [0]	・人間ドック利用補助 @ 3,000 × 30名 = 0	(150) 150
② インフルエンザ予防接種料補助事業 個人負担でインフルエンザ予防接種をした場合に補助を行なう。 1人年度内1回	0	・インフルエンザ予防接種料補助 @ 1,000 × 700名 = 0	(700) 700
③ 健康維持増進普及活動の実施 時期 2月 人員 会員事業所の全会員 対象 会員 会報、通知	0	・普及促進に係る事業 0	・会報紙での普及促進及び資料配付 0
(2) スポーツ大会等事業			
① ボウリングチャケット 時期 8月・1月 場所 石巻市内 人員 各100名 対象 会員・家族 会報	0 [0]	② 600 × 100名 × 2回 = 0	(120) 120
② アイススケートを楽しもう 時期 12月～1月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員・家族 会報	0	③ 500 × 100名 × 2回 = 0	(50) 50
(3) 体育施設利用助成事業 健康増進のため体育施設の利用について情報を提供し、 利用料金の一部を助成する。			
① 利用補助 1 対象施設 あいのびラザ・石巻 (ドーム・温水プール) 会員 対象	135 [135]	・利用者負担金 @ 4,500 × 30セット = 135	(165) 165
(4) 通信運搬費	0 [0]	・通信運搬費 0	10
3 老後の生活安定に係る事業	0		27
(1) 豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及 退職後の豊かな生活を送るため、普及促進を実施する。			
① 老後のためのセミナー 時期 3月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 会報	0 [27]	・@ 1,000 × 15名 = 0 @ 11,250 × 1名 = 0	15 12

事業種別	内容	収入	支出	備考
4 自己啓発・余暇活動に係る事業 (1)自己啓発 余暇時間を有意義に過ごすために行う。		1,943 [168]		8,172 [473]
① 多肉植物	5月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ② 1,200 × 15名 =	18 ② 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12
② 紅茶セミナー	5月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ④ 800 × 15名 =	12 ② 1,600 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(36) 24 12
③ チーズを作りないチーズケーキ	7月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ⑤ 1,200 × 15名 =	18 ② 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12
④ 創作陶芸教室	7月の日曜日 場所 石巻市内 人員 30名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ⑥ 1,200 × 30名 =	36 ② 2,400 × 30名 = 講師料・施設使用料等 ③ 12,750 × 2名 =	(98) 72 26
⑤ 畳で作るアクリセリー	9月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ⑦ 1,200 × 15名 =	18 ② 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12
⑥ ヨガ教室	9月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ⑧ 0 × 15名 =	0 ② 150 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(15) 3 12
⑦ クラフトテーブ	11月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ⑨ 1,000 × 15名 =	15 ② 2,000 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(42) 30 12
⑧ クリスマスリース作り	11月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	*参加者負担金 ⑩ 1,200 × 15名 =	18 ② 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ③ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12

事 業 内 容	収 入	支 出	備 考
⑨ ハレンタイン料理 2月の日曜日 石巻市内 15名 会員・家族・一般 会報	参加者負担金 ④ 1,000 × 15名 =	15 ④ 2,000 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ④ 11,250 × 1名 =	(42) 30 12
⑩ アーティフィシャルフラワー 3月の日曜日 石巻市内 15名 会員・家族・一般 会報	参加者負担金 ④ 1,200 × 15名 =	18 ④ 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 ④ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12
(2)ツアーサービス 心身のリフレッシュのため、職場単位や家族そろって樂しい 余暇を過ごす。	[9]	[769]	
① さくらんぼ狩り(日帰り) 6月の日曜日 山形県 40名 会員・家族・一般 会報	0 ・会員補助 ④ 4,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 3,000 × 10名 =	0 ・会員補助 ④ 4,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 3,000 × 10名 =	(150) 120 30
② ちぶ狩り(日帰り) 9月の日曜日 福島県 40名 会員・家族・一般 会報	0 ・会員補助 ④ 4,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 3,000 × 10名 =	0 ・会員補助 ④ 4,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 3,000 × 10名 =	(150) 120 30
③ 桜木名所巡り(1泊2日) 1月の土・日曜日 栃木県 40名 会員・家族・一般 会報	0 ・会員補助 ④ 8,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 7,000 × 10名 =	0 ・会員補助 ④ 8,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 7,000 × 10名 =	(310) 240 70
④ 秋保温泉(日帰り) 3月の日曜日 宮城県 40名 会員・家族・一般 会報	0 ・会員補助 ④ 4,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 3,000 × 10名 =	0 ・会員補助 ④ 4,000 × 30名 = ・登録家族補助 ④ 3,000 × 10名 =	(150) 120 30
⑤ ツアーに係る旅費	旅費交通費 ④ 2,200 × 4日 =	(9) 9	・全日当@2,200(県外)

事 業 内 容	取 入	支 出	備 考
(3) 催物事業	[0]	[1,350]	
① 納涼ビアパーティー 時期 7月の平日 場所 石巻市内 人員 200名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0 ・会員補助 @ 4,000 × ・登録家族補助 @ 3,000 × 170名 = 30名 =	(770) 680 90	
② 秋の味覚を楽しむ会 時期 11月の平日 場所 石巻市内 人員 150名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0 ・会員補助 @ 1,000 × ・登録家族補助 @ 3,000 × 130名 = 20名 =	(580) 520 60	
(4) 鉗引事業 割引指定店及び施設利用・購入補助(チケット制)	[1,775]	[5,380]	
① 石巻でいちご直売 時期 5月 場所 石巻市内 人員 600名 対象 会員 広報 会報	0 @ 300 × 600名 =	(180) 180	
② たけのこ掘りチケット 時期 5月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0 @ 500 × 100名 =	(50) 50	
③ ぐるみチケット 時期 5月・9月・1月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 各300名 対象 会員 広報 会報	0 @ 500 × 300名 × 3回 =	(450) 450	
④ バンチケット 時期 5月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 400名 対象 会員 広報 会報	0 @ 200 × 400名 =	(80) 80	
⑤ お花チケット 時期 8月・3月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 各300名 対象 会員 広報 会報	0 @ 500 × 300名 × 2回 =	(300) 300	

事 業 内 容	取 収 入	支 出	備 考
⑥ ブルーベリー狩り 時期 7月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 350 × 100名 = (35) 35	
⑦ ななぎで夏バテ解消 時期 7月～8月 場所 石巻市内 人員 400名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 400名 = (200) 200	
⑧ 女川海産物 時期 7月 場所 女川町 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 1,000 × 100名 = (100) 100	
⑨ 仙台みみの杜水族館 時期 9月 場所 仙台市内 人員 300名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 300名 = (150) 150	
⑩ トマト農園でデリシャス体験 時期 9月 場所 大崎市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 100名 = (50) 50	
⑪ スイーツケシト 時期 11月・3月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 各300名 人員 会員 対象 会員 広報 会報	0	@ 300 × 300名 × 2回 = (180) 180	
⑫ 雑穀を食べよう 時期 11月 場所 東松島市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 100名 = (50) 50	
⑬ はらこ飯を食べよう 時期 11月 場所 石巻市内・東松島市内 人員 300名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 300名 = (150) 150	

事 業 内 容	取 入	支 出	備 考
⑩ 句味旬彩物語 時 期 1月 場 所 石巻市内 人 員 200名 対 象 会員 広 報 会報	0	@ 1,200 × 200名 =  (240) 240	
⑪ JAいのまき特産品セット 時 期 1月 場 所 石巻市内 人 員 100名 対 象 会員 広 報 会報	0	@ 1,500 × 100名 =  (150) 150	
⑫ リラックスチケット 時 期 1月 場 所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人 員 400名 対 象 会員 広 報 会報	0	@ 300 × 400名 =  (120) 120.	
⑬ 焼肉を食べよう 時 期 3月 場 所 石巻市内 人 員 300名 対 象 会員 広 報 会報	0	@ 300 × 300名 =  (150) 150	
⑭ 十三浜のかかみセット 時 期 3月 場 所 石巻市内 人 員 150名 対 象 会員 広 報 会報	0	@ 1,000 × 150名 =  (150) 150	
⑮ コンサートチケット等あつせん ・会員負担金 @ 6,000 × 200名 = 1,200	(1,200)	*コンサートチケット購入代 @ 6,700 × 200名 = 1,340 (1,340) 1,340	
⑯ レジャー施設利用補助 ・利用補助金 @ 1,000 × 200名 = 200	0	*ディズニーリゾート @ 300 × 1,000名 = 300 (500) 500	
⑰ 指定保養施設宿泊補助 ・宿泊助成 @ 1,000 × 15名 = 15	0	*スキーリフト前売券購入代 @ 4,000 × 150枚 = 600 (600) 600	
⑱ スキーリフト前売券あつせん ・会員負担金 @ 3,500 × 50枚 = 175	(575) 175	*スキーリフト前売券購入代 @ 4,000 × 100枚 = 400	

事 業 内 容	取 入	支 出	備 考
② 推奨旅行あっせん	0	・センター推奨旅行助成 会員 @ 2,000 × 20名 = 家族 @ 1,000 × 10名 =	(50) 40 10
③ 宿泊施設あっせん	0	・宿泊施設旅行助成 会員 @ 1,000 × 80名 = 家族 @ 1,000 × 10名 =	(90) 80 10
(5) 通信運搬費	[0]	・通信運搬費	[200] 200
5 財産形成に係る事業	0		27
(1)豊かな生活を送るために事業の普及 財産形成に係る普及促進を実施する。			
① 財産形成セミナー	0	・普及促進に係る事業 講師料等 @ 1,000 × 15名 = @ 11,250 × 1名 =	(27) 15 12
6 その他の事業	0		115
(1)事業参加費等の振込手数料	[0]	・郵便振替手数料	[49] (49)
(2)その他の経費	[0]	・ラジオ石巻放送料 1ヶ月 @ 5,500 × 12ヶ月 =	[66] (66)